

## 計画の基本条件

### 1. 計画策定の背景、目的

- ・国民の文化に対する関心や期待の高まりを背景に、平成13年12月、文化芸術にかかわる基本法制の根幹をなす文化芸術振興基本法が制定されました。
- ・同法には、地方自治体の責務として、「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定、実施する」ことが謳われています。
- ・これを踏まえ、本市では、平成21年12月に、大和市文化芸術振興条例を制定し、その第7条に、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「文化芸術振興基本計画」を策定することを定めました。
- ・「大和市文化芸術振興基本計画」は、この条例に基づく計画で、条例とともに、文化芸術施策を推進する際の拠り所となるものです。

### 2. 計画策定の基本的な考え方

- ・大和市文化芸術振興条例には、4つの基本理念が示されています。この考え方は、本計画においても前提となるものです。

#### 大和市文化芸術振興条例第2条（基本理念）

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることをかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。

文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。

文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

### 3. 計画が対象とする文化芸術の領域

- ・この計画が対象とする文化芸術の領域は、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財など「文化芸術振興基本法」に例示されているものを基本とします。
- ・また、どの分野にも当てはまらないような、創造力に富んだ「新たな文化芸術」も対象に含めるものとします。

#### 文化芸術振興基本法における文化芸術の範囲（第8条～14条）

- ・芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- ・メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他電子機器を利用した芸術
- ・伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他我が国古来の伝統的な芸能
- ・芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- ・生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- ・国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ・出版物及びレコード等
- ・文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

#### 4．計画の期間と進行管理

- ・この計画は、大和市のまちづくりを進めるための施策の方向性を示す「第8次大和市総合計画 第一期基本計画（平成21年度～平成25年度）」との整合を図り、計画期間を平成23年度から25年度までの3年間とします。
- ・計画の内容については、有識者と市民で構成する文化芸術振興審議会において、毎年点検を行い、社会経済情勢の変化や計画の進行状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

#### 5．計画の性格

総合計画の将来都市像を文化芸術の側面から実現するための計画

- ・総合計画は、市が行うすべての施策や事業の根拠となる最上位の計画です。
- ・文化芸術振興基本計画は、総合計画に掲げられた将来都市像「健康創造都市 やまと」を文化芸術の側面から実現するためのプランとしての性格を持っています。

大和市文化芸術振興条例の基本理念を具現化する計画

- ・大和市文化芸術振興条例は、文化芸術の振興を図るという大和市の意思を明確に示すもので、本市の文化芸術振興の拠り所となるものです。
- ・文化芸術振興基本計画は、この条例に定められた基本理念を具現化するための施策の方向性と実現化の方策を示すプランです。

市民と市の役割を明らかにし、共有することができる計画

- ・大和市文化芸術振興条例には、第3条に市民の役割、第4条に市の役割をそれぞれ定めています。
- ・文化芸術振興基本計画は、文化芸術に関わる各主体が担う役割を明らかにし、それを共有することができるプランです。